

○介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の開始の届出等について〔身体障害者補助犬法〕

(平成15年3月31日)

(障企発第0331001号)

(各都道府県・各指定都市・各中核市障害保健福祉主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長通知)

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律(平成14年法律第50号。以下「改正法」という。)による社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正により、平成15年4月1日から、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業(以下「訓練事業」という。)が同法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業に追加されることとなるが、その事業の開始の届出等に当たっては、下記の諸点に留意され、適切な運営が図られるよう御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1 事業の開始等の届出

改正法により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)の一部が改正され、平成15年4月1日から、訓練事業については、法第26条の規定による届出が必要となる。

届出事項については、身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成15年3月25日厚生労働省令第44号)により、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。)第20条の2第1項を改正し、次の①～⑧のとおりとしたところである。

また、法第26条第1項の規定による届出は、規則第20条の2第2項の規定により、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行うものとされている。

- ① 事業の種類及び内容
- ② 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ③ 条例、定款その他の基本約款
- ④ 職員の定数及び職務の内容
- ⑤ 主な職員の氏名及び経歴
- ⑥ 事業を行おうとする区域

⑦ 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

⑧ 事業開始の予定年月日

⑥の「事業を行おうとする区域」について、⑦の「事業の用に供する施設」以外の場所でも訓練を実施する場合には、その区域も届け出を行わせること。

⑦の「事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地」のうち、施設の種類については、訓練場や犬舎等の施設が訓練事業の用に供する専用の施設であるかどうかを明らかにさせるとともに、他の用に供している場合には、訓練事業の実施に支障をきたさないよう指導すること。このため、図面等により確認を行い、必要に応じて現地に赴き調査すること。

2 訓練体制の確認

事業の開始等の届出を受けた場合には、必要に応じ法第39条の規定による報告の徴収、立入検査等を行い、介助犬又は聴導犬を訓練する体制について、身体障害者補助犬法施行規則(平成14年厚生労働省令第127号)第2条又は第3条に規定する訓練基準に即した適切な訓練を行い得る体制であることを、以下の項目に即して確認すること。また、その際、平成14年6月に示した「介助犬の訓練基準に関する検討会報告書」又は同年8月に示した「聴導犬の訓練基準に関する検討会報告書」を参考とすること。

- ・ 訓練に従事する者の氏名及び経歴
- ・ 訓練を行っている場所(所在地)
- ・ 専門職との協力体制
- ・ 介助犬又は聴導犬としての適性を有する犬の確保方法
- ・ 犬の保健衛生の確保体制
- ・ 再訓練の実施体制